別表２－１（第１５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 決　裁 | 課　長 | 係　長 | 係　員 |
|  |  |  |

**施設の安全・安心に関する計画書**

■　施設概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称 |  |
| 所在地 |  |
| 建物規模 | 敷地面積　　　　　㎡ | 建築面積　　　　㎡ | 延床面積　　　　　㎡ | 階数　　　階建 | 構造　　　　造 |
| 用　　途 |  |
| 種　　別 | ・ 新築（新設）　　・ 改築　　・増築　　・改修 　　・ 仮設建築物 　　・ 耐震診断 |
| 計画通知 | ・有　　・無 |
| 設　　計 | 基本設計 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 実施設計 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 所管課 | 　　　　　　　部　　　　　　　課　　　　　　　係　　　　　　　内線 |
| 工事課 | 　　　　　　　部　　　　　　　課　　　　　　　係　　　　　　　内線 |

・　基本設計において、法令を遵守した上で以下の項目の技術的事項を検討し、性能水準を確保する。

・　技術的事項は該当する項目に、適合する事項や有・無に○、（　）には数値や対策内容等を記載する。

・　評価は、適合に○。一部性能不足に△。適合しない場合に×。該当しないものに－を記載する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 技術的事項 | 評価 |
| 防災性に関する性能基準 | （１）耐震に関する性能 | ①用途係数 | ・Ⅰ類（1.5）・Ⅱ類（1.25）・Ⅲ類（1.0） |  |
| ②耐震性の判定（耐震診断の場合） | ・Ⅰ類及びⅡ類（0.7以上）・Ⅲ類（0.6以上）・学校（0.71以上） |  |
| ③ブロック塀の禁止 | ・塀の種類（　　　　　　　　　　　　　　　）・ただし書きの適用　　　　　　・有　・無 |  |
| ④ガラスの落下対策 | ・落下防止対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ⑤防災倉庫の設置 | ・緊急対策本部、避難所　　　　・有　・無・防災倉庫面積（　　　　　　　㎡） |  |
| ⑥木造、仮設建築物又は平屋かつ200㎡以下の構造計算 | ・構造計算にて安全を確認した　・有　・無 |  |
| （２）耐火に関する性能 | ①耐火建築物 | ・延べ面積　（　　　　　　　㎡）・耐火建築物（３００㎡以上）・準耐火建築物（５０㎡を超え３００㎡未満）・外壁及び軒裏防火構造（５０㎡以下） |  |
| ②準耐火建築物・外壁及び軒裏防火構造 |
| 防災性に関する性能基準 | ③延焼防止対策 | ・延焼防止対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| （３）耐浸水に関する性能 | ① 建築物の浸水対策に関する性能 | ・ハザードマップなどから水害が予想される。（水位　　　　　　　　）・有　・無 | － |
| ・Ⅰ類及びⅡ類の場合、極めて稀に発生する大規模な水害に対する防御策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・Ⅲ類の場合、遭遇する可能性の高い水位に対する防御策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・避難経路の確保　　　　　　　・有　・無 |  |
| ・感電防止対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・危険物対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・適用項目　　・①　　・②　　・③・排水機能の確保（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ② 雨水流出抑制対策に関する性能 | ・敷地面積又は延べ面積500㎡以上　・有　・無・雨水流出抑制対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| （４）耐雪・耐寒に関する性能 | ① 構造体の耐雪・耐寒に関する性能 | ・積雪荷重に対する構造耐力上の安全性確認・有　・無 |  |
| ・地盤凍結の恐れ　　　　　　　・有　・無・地盤凍結の恐れがある場合、地盤凍結に対する措置　　　　　　　　　　　　・有　・無 |  |
| ② 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能 | ・通路等 | ・積雪・路面凍結に対する歩行者等の安全対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・建物周り等 | ・氷雪落下対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・外構 | ・地盤凍結抑制対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・屋根、とい、パラペット等 | ・積雪・凍結等により防水機能が損なわれない対策　　　　　　　　　　　　　・有　・無（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・傾斜屋根の積雪自然落下防止対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・積雪・凍結等により屋根端部等が損なわれない対策　　　　　　　　　　　　・有　・無・横どい破損対策（　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・建具等 | ・外部建具に雪が堆積しにくい等の対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・仕上げ材等 | ・積雪・凍結等により外壁等の仕上げが損なわれない対策　　　　　　　　　　・有　・無（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 防災性に関する性能基準 | （４）耐雪・耐寒に関する性能 | ② 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能 | ・設備機器 | ・積雪・凍結等により設備機器が損なわれない対策　　　　　　　　　　　　　・有　・無（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・設備配管 | ・積雪・凍結等により配管が損なわれない対策　　　　　　　　　　　　　・有　・無（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・地中埋設物 | ・地盤凍結の恐れ　　　　　　　・有　・無・地盤凍結の恐れがある場合の対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| （５）耐荷重に関する性能 | ①構造体の損傷又は変形の防止 | ・設備機器類や間仕切壁、改修による屋上緑化等実況に応じた積載荷重、固定荷重、土圧、水圧等を設定し、常時荷重により構造体に使用上の支障となる損傷が生じないよう強度を確保するとともに、変形が生じないよう剛性を確保する　　・有　・無 |  |
| ・構造体の変形により、天井や間仕切り壁などの建築非構造部材又は建築設備に使用上の支障が生じない対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ②構造体の移動又は転倒の防止 | ・土圧による構造体の移動又は転倒防止対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ③構造体の浮き上がりの防止 | ・水圧による構造体の浮き上り防止対策（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| （６）耐落雷に関する性能 | 1.施設の保護 | ・Ⅰ類・Ⅱ類の場合、想定される雷から施設が保護され、被害の低減が図られている。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 2.通信・情報機器の保護 | ・Ⅰ類の場合、重要な通信・情報機器への雷サージの侵入に対する防護対策が講じられている。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・Ⅰ類の場合、落雷時における施設内の電位差の発生が抑制されている。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・Ⅱ類の場合、重要な通信・情報機器への雷サージの侵入に対する防護対策が講じられている。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 3.電力・通信引込線における対策 | ・引込口において電力・通信引込線からの雷サージの侵入を防止する対策が講じられている。 |  |
| 防災性に関する性能基準 | （７）安全確保に関する性能 | ① 避難安全確保に関する性能（不特定かつ多数の人が利用する施設） | 1.避難経路の確保 | ・水平移動に係る避難経路は、高齢者、障がい者等の移動の円滑化が図られたものとなっている。（防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合は、わかりやすい配置とし、車いす使用者等の通行が可能な構造とするなど。）・有　・無 |  |
| ・明快に２方向避難が可能な避難経路とする。　　　　　　　　　　　　　　・有　・無 |  |
| 2.車いす使用者等が一時避難する場所の設置 | ・避難に当たり垂直移動が必要となる場合については、想定される救助の方法等により必要に応じて、車いす使用者等が救助者の到着まで一時避難する場所が設けられている。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・一時避難する場所の有無　　・有　・無・一時避難する場所がある場合は、次に掲げる要件を満たしていること。　・有　・無ｲ)避難経路上又は避難経路に隣接した場所にあるとともに、救助者の到達及び一時避難する人の外部への救出が可能となっている。ﾛ)耐火構造の床、壁若しくは遮煙性能を有する特定防火設備により区画された屋内の場所、又は屋外のバルコニー等に設けられている。ﾊ)屋外のバルコニー等に設けられる一時避難する場所にあっては、屋内に面する壁は耐火構造であり、屋内からの出入口には遮煙性能を有する特定防火設備が設けられている。ﾆ)一時避難する場所に面する外壁に開口部が設けられている場合は、火災の延焼に対して防火上有効な措置が講じられている。ﾎ)壁等からの輻射熱の影響が考慮されている。ﾍ)煙を有効に排出することができる。ﾄ)車いす使用者等が一時避難していることが分かるように配慮されている。ﾁ)想定される一時避難する人の数を考慮するとともに、避難動線の妨げとならないように配慮されている。 |  |
| ② 密集市街地の地域特性や避難所となる公共建築物の性能 | ・密集市街地内　　　　　　　　　　　　　　　・有　・無・避難所となる施設　　　　　　　　　　　　　・有　・無 | － |
| 1.防火貯水槽の設置 | ・密集市街地における公共建築物のうち、消防庁による防火貯水槽不足区域内にあるものは、４０トン以上の消防水利となる防火貯水槽を設置する。また、その他の区域においても設置に努める。・有（　　　ｔ）　・無 |  |
| 防災性に関する性能基準 | （７）安全確保に関する性能 | 2.防災植樹の推進 | ・延焼の恐れのある部分等は、延焼防止のため敷地周囲に空地を設けるとともに、防災性の高い樹木による防災植樹を行う。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 3.災害時利用トイレの設置 | ・災害時に断水となった場合でも利用できるトイレを整備する。　　　　　　　　　　　　　　・有　・無 |  |
| 室内空気環境性に関する性能 | 1.換気量の設定 | ・Ⅰ類の室は、快適で効率的に作業を行うために必要な新鮮空気が確保されている。　　　　　　　　　　　　　　・有　・無 |  |
| ・Ⅰ類の室の換気量は、二酸化炭素（ＣＯ２）について確保すべき空気清浄度及び労働強度別二酸化炭素（ＣＯ２）発生量を考慮して、原則として３０㎥/（ｈ・人）以上となっている。　　　　　　　　　　　　　　・有　・無 |  |
| ・Ⅱ類の室は、用途、利用状況等に応じた新鮮空気が確保されている。　　　　　　　　　　　　　　・有　・無 |  |
| ・Ⅱ類の室の換気量は、二酸化炭素（ＣＯ２）、一酸化炭素（ＣＯ）、浮遊粉塵量（ＳＰＭ）、有毒ガス等の換気を必要とする要因に応じた量となっている。　　　　　　　　　　　　　　・有　・無 |  |
| 2.換気方式の選定 | ・換気方式は、室等の用途、位置、床面積等に応じたものとなっている。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・外気取入口は、周辺環境、建築物の配置及び平面計画を考慮して、必要な空気清浄度の確保に要する外気を導入できる大きさ、位置等となっている。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 3.空気清浄度の確保 | ・Ⅰ類の室は、内装材、保温材等の材料の適切な選択により、アスベスト、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物（ＶＯＣ）等の空気汚染物質の発生が抑制されている。　　　　　　　　　　　　　　・有　・無 |  |
| ・喫煙、燃焼等により局所的に発生する空気汚染物質は、発生源の近傍で処理され、その影響が周囲に拡散しないものとなっている。　　　　　　　　　　　　　　・有　・無 |  |
| 4 空気バランスの確保 | ・室等の内外の空気の圧力バランスを考慮して、適切な給気風量及び排気風量が確保されている。　　　　　　　　　　　　　　・有　・無 |  |
| 防犯性に関する性能 | 1.建築に関する事項 | ・見通しのよい施設とし、必要に応じて敷地内の要所に防犯灯やセンサーライトを設置する。特に、死角となる部分は、立ち入りができないよう植栽・柵・門などによる対策を講じる。また、外階段やベランダ・バルコニーは、見通しのよい構造とする。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・敷地周囲に不特定多数の人が容易に出入りできる駐車場・駐輪場や未利用地が隣接している場合は、植栽・柵・監視カメラなどによる対策を講じる。（植栽による死角を作らない。）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・施設内セキュリティエリア（機械警備警戒範囲）でガラスを割って侵入される恐れのある１階の開口部の窓等には、面格子や防犯建築部品のサッシ、ガラスを設置する。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・街頭防犯カメラの設置は、立地条件により必要に応じて設置する。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・共用部分等には、できる限り死角となる箇所を設けない。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・緊急時における庁舎等の利用者、執務者の避難経路を確保する。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 防犯性に関する性能 | 2.防犯設備に関する事項 | ・防犯設備は、平休日、時間帯別に管理状態が異なる場合においても、効率的かつ効果的に機能するものとする。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ・防犯カメラ等を設置する場合は、施設内を効果的に監視可能なものとする。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 特定天井 | 特定天井の有無 | ・200㎡を超え、高さ６ｍを超える吊り天井がある。（　　）・当該天井は２kg／㎡を超える。　　　　（　　）・平成25年国土交通省告示第771号に基づく基準に適合している。　　　　　　　　　　　（　　） | ― |
| その他の検討事項 |  |